

本日のプログラム

●地区大会参加

●2695 回例会 (12/3) ニコニコボックス紹介 ♡大口 ◇トリプル ◎ダブル

小澤 今年もあとわずかとなりました。良い年が続きますように！
 近藤 この週末は地区大会が開催されます。皆さま、よろしくお願ひいたします
 中尾 カゼをひいてセキがとれず、やっとおさまったところです。
 まだ声がかすれますが、大丈夫ですのでご安心を！

●2695 回例会報告

●職業奉仕卓話・中川 則昭 会員

=屋外広告物について=



屋外広告物は、身近な情報を伝える手段としてとても役立ちますが、無秩序に氾濫すると街並みや自然の景観を阻害する原因になってしまいます。山梨県では、美しい県土づくりを進めるために「山梨県屋外広告物条例」により、設置できる屋外広告物の「大きさ」や「色」の基準を定めています。

全国屈指の優れた自然景観を活かし、にぎわいの中にも落ち着きと気品のある 景観となるようご協力をお願いします。

屋外広告物とは次の4つの要件を満たすものです。

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 屋外で表示されるもの
- 公衆に表示されるもの
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物
その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの





禁止地域

設置できない
地域があります。※1

県を代表するような自然景観、都市景観、歴史的資産を取り巻く景観、快適な住環境を美しく保つことを目指す地域など(禁止地域)では、原則として表示・設置できません。



許可地域

種類や規模により
許可申請が必要です。※1

自然と社会生活が調和している地域や活発な商業活動を促す地域など(許可地域)では、広告物の乱立を防ぎ、景観との調和を図るため、表示・設置するために許可が必要です。



色の制限

地域によって色彩に
制限があります。

地域によって、広告物の色の明るさや鮮やかさに制限があります。



業の登録

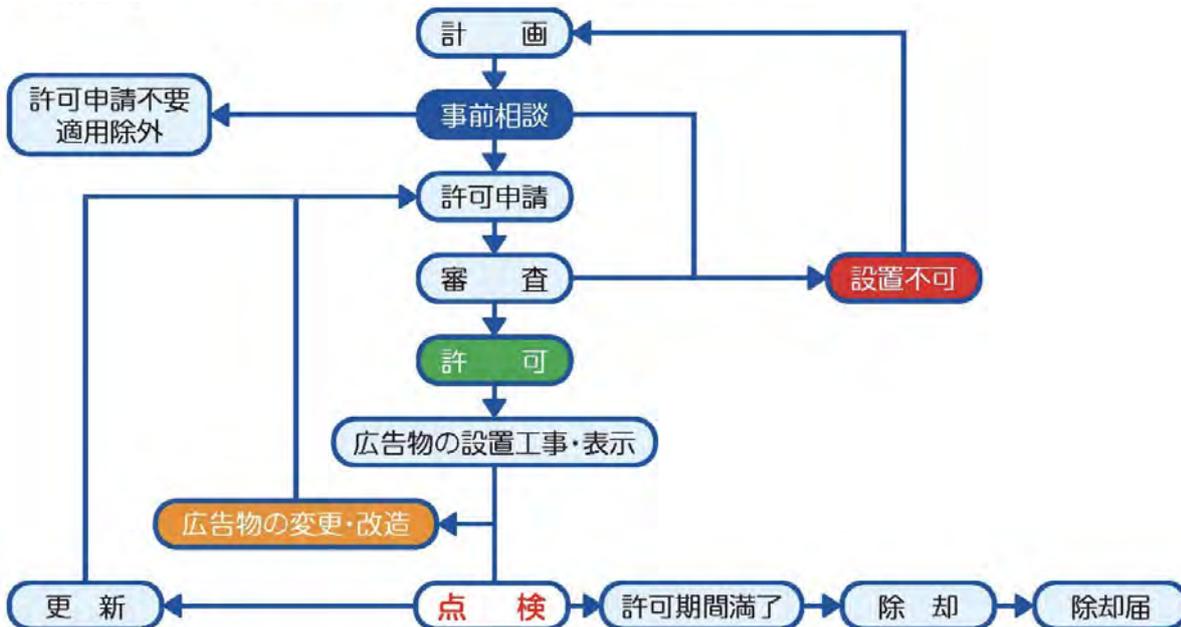
県の登録業者以外は
設置できません。

他人に依頼する場合、県に「屋外広告業」の登録をした者以外は、設置できません。

※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいらぬものがあります。(適用除外)

点検義務 目視、打診等により点検を行う必要があります。

広告物の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認、その他の安全性の点検を行わなければなりません。広告物等の上端までの高さが地上から4mを超えるものは、資格を有する者が点検しなければなりません。



屋外広告物を表示する方へのお願い



事前に
相談してください。



許可を受けた広告物に
許可済シールを
必ず貼ってください。



道路占用と
工作物の
確認について

※詳しくは、
山梨県県土整備部景観まちづくり室のホームページをご覧ください。

山梨県 屋外広告物に関すること

検索



道路を占用する場合はその許可、高さが4mを超える広告塔・広告板等は工作物の確認が必要です。